

水 環 境

目 次

表 1	環境基準の達成状況	(19)
表 2	水質汚濁に係る環境基準	(22)
表 3	底質の暫定除去基準	(24)
表 4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	(25)
表 5	ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準	(25)
表 6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)	(26)
表 7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)	(27)
表 8	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)	(27)
表 9	愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要	(29)
表 10	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	(30)
表 11	水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数	(31)
表 12	項目別排水基準超過の状況（平成 26 年度）	(32)
表 13	ゴルフ場排水農薬調査の結果について（平成 26 年度）	(32)
表 14	公共下水道の供用状況	(33)
表 15	流域下水道の供用状況	(33)

表 1 環境基準の達成状況

(1) 河川 49 水域 (B0)

水域区分	水域名	類型	24年度	25年度	26年度	水域区分	水域名	類型	24年度	25年度	26年度
木曾川 水域	木曾川中流	A	○	○	○	庄内川等 水域	矢作川上流(1)	AA	○	×	○
	木曾川下流	A	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○
	日光川	E	○	○	○		矢作川下流	B	○	○	○
	新川下流	E	○	○	○		巴川	A	○	○	○
	五条川下流	E	○	○	○		乙川上流	A	○	○	○
庄内川等 水域	庄内川中流(1)	B	○	○	○	乙川下流	B	○	○	○	
	庄内川中流(2)	D	○	○	○	鹿乗川	C	○	○	○	
		D	○	○	○	矢作古川	C	○	○	○	
	庄内川下流	D	○	○	○	介木川	A	○	○	○	
	矢田川上流	D	○	○	○	男川	A	○	○	○	
名古屋市 内水域	矢田川下流	D	○	○	○	雨山川及び乙	A	○	○	○	
	荒子川	E	○	○	○	女川下流	A	○	○	○	
	中川運河	E	○	○	○	木瀬川及び犬	A	○	○	○	
	堀川	D	○	○	○	伏川下流	AA	○	○	○	
	山崎川	D	○	○	○	豊川上流	AA	○	○	○	
境川等 水域	太白川	C	○	×	○	豊川中流	A	○	○	○	
	境川上流	B	×	×	○	豊川下流	B	○	○	○	
	境川下流	C	○	○	○	宇連川	AA	○	○	○	
	逢妻川上流	D	○	○	○	豊川放水路	C	○	○	○	
	逢妻川下流	D	○	○	○	音羽川	C	○	○	○	
境川等 水域	猿渡川	D	○	○	○	佐奈川	D	○	○	○	
	稗田川	C	○	○	○	梅田川	C	○	○	○	
	高浜川	C	○	○	○	汐川	E	○	○	○	
	新川	C	○	○	○	天竜川	AA	○	○	○	
	長田川	C	○	○	○	大千瀬川	AA	○	○	○	
半場川 水域	半場川	C	○	○	○	24年度環境基準達成率：48/49×100＝98%		24年度環境基準達成率：48/49×100＝98%		24年度環境基準達成率：48/49×100＝98%	
	半場川	C	○	○	○	25年度環境基準達成率：46/49×100＝94%		25年度環境基準達成率：46/49×100＝94%		25年度環境基準達成率：46/49×100＝94%	
	朝鮮川	C	○	○	○	26年度環境基準達成率：49/49×100＝100%		26年度環境基準達成率：49/49×100＝100%		26年度環境基準達成率：49/49×100＝100%	
	阿久比川	C	○	○	○						
	阿久比川	C	○	○	○						

類型区分	環境基準値 (B0D75%水質値)	類型区分	環境基準値 (B0D75%水質値)
AA	1 mg/L以下	C	5 mg/L以下
A	2 mg/L以下	D	8 mg/L以下
B	3 mg/L以下	E	10 mg/L以下

(2) 河川 42 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	24年度	25年度	26年度	水域区分	水域名	類型	24年度	25年度	26年度
木曾川水域	木曾川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	-	-	×		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	-	-	×		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	-	-	×		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	-	-	○		介木川	生物A	○	○	○
名古屋市内 水域	矢田川	生物B	-	-	×	男川	生物B	○	○	○	
	荒子川	生物B	-	-	○	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○	
	中川運河	生物B	-	-	○	木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○	
	堀川	生物B	-	-	×	豊川(ア)	生物A	-	-	○	
	山崎川	生物B	-	-	○	豊川(イ)	生物B	-	-	○	
境川等 水域	太白川	生物B	-	-	○	宇連川(ア)	生物A	-	-	○	
	境川	生物B	-	-	○	宇連川(イ)	生物B	-	-	○	
	逢妻川	生物B	-	-	×	豊川放水路	生物B	-	-	○	
	猿渡川	生物B	-	-	○	音羽川	生物B	-	-	○	
	稗田川	生物B	-	-	○	佐奈川	生物B	-	-	×	
境川等 水域	高浜川	生物B	-	-	○	梅田川	生物B	-	-	○	
	新川	生物B	-	-	○	汐川	生物B	-	-	○	
	長田川	生物B	-	-	×	大千瀬川	生物A	-	-	○	
	半場川	生物B	-	-	○	24年度環境基準達成率：12/12×100＝100%		24年度環境基準達成率：12/12×100＝100%		24年度環境基準達成率：12/12×100＝100%	
	朝鮮川	生物B	-	-	×	25年度環境基準達成率：33/42×100＝79%		25年度環境基準達成率：33/42×100＝79%		25年度環境基準達成率：33/42×100＝79%	
矢作川 水域	阿久比川	生物B	-	-	○	環境区分		環境基準値 (全亜鉛平均値)			
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	生物A	0.03 mg/L以下				
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物B	0.03 mg/L以下				
	巴川	生物B	○	○	○						
	巴川	生物B	○	○	○						

*平成20年度に矢作川、平成21年度に木曾川、平成25年度に新たに庄内川等30水域の水生物の保全に係る環境基準の類型が指定されたことから、平成21年度は11水域で、平成22年度から平成25年度までは12水域で、平成26年度は42水域で環境基準の達成状況を評価しています。

(3) 河川 42 水域 (ノニルフェエノール)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	水域区分	水域名	類型	25年度	26年度
木曾川水域	木曾川(2)	生物B	○	○		乙川(ア)	生物A	○	○
	日光川	生物B	-	○		乙川(イ)	生物B	○	○
	新川下流	生物B	-	○		鹿乗川	生物B	○	○
	五条川下流	生物B	-	○		矢作古川	生物B	○	○
	庄内川	生物B	-	○		介木川	生物A	○	○
庄内川等水域	庄内川	生物B	-	○	矢作川水域	男川	生物B	○	○
	矢田川	生物B	-	○		雨山川及び乙女川下流	生物B	○	○
	荒子川	生物B	-	○		木瀬川及び大伏川下流	生物B	○	○
	中川運河	生物B	-	○		豊川(ア)	生物A	-	○
	堀川	生物B	-	○		豊川(イ)	生物B	-	○
名古屋市内水域	堀川	生物B	-	○	豊川等水域	宇連川(ア)	生物A	-	○
	山崎川	生物B	-	○		宇連川(イ)	生物B	-	○
	天白川	生物B	-	○		豊川放水路	生物B	-	○
	境川	生物B	-	○		音羽川	生物B	-	○
	逢妻川	生物B	-	○		佐奈川	生物B	-	○
	猿渡川	生物B	-	○		梅田川	生物B	-	○
	稗田川	生物B	-	○		汐川	生物B	-	○
	高浜川	生物B	-	○		大千瀬川	生物A	-	○
	新川	生物B	-	○		半場川	生物B	-	○
	長田川	生物B	-	○		朝鮮川	生物B	-	○
境川等水域	半場川	生物B	-	○	阿久比川	阿久比川	環境基準値(ノニルフェエノール平均値)	0.001 mg/L 以下	
	堀川	生物B	-	○		矢作川(ア)	生物A	○	○
	山崎川	生物B	-	○		矢作川(イ)	生物B	○	○
	天白川	生物B	-	○		巴川	生物B	○	○
	境川	生物B	-	○					
	逢妻川	生物B	-	○					
	猿渡川	生物B	-	○					
	稗田川	生物B	-	○					
	高浜川	生物B	-	○					
	新川	生物B	-	○					

*平成24年8月にノニルフェエノールが水生生物の保全に係る環境基準項目に追加され、平成25年度は11水域で、平成26年度は42水域で環境基準の達成状況を評価しています。

(4) 河川 42 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	26年度	水域区分	水域名	類型	26年度
木曾川水域	木曾川(2)	生物B	○		乙川(ア)	生物A	○
	日光川	生物B	×		乙川(イ)	生物B	○
	新川下流	生物B	○		鹿乗川	生物B	○
	五条川下流	生物B	○		矢作古川	生物B	○
	庄内川	生物B	○		介木川	生物A	○
庄内川等水域	庄内川	生物B	○	矢作川水域	男川	生物B	○
	矢田川	生物B	○		雨山川及び乙女川下流	生物B	○
	荒子川	生物B	○		木瀬川及び大伏川下流	生物B	○
	中川運河	生物B	○		豊川(ア)	生物A	○
	堀川	生物B	○		豊川(イ)	生物B	○
名古屋市内水域	堀川	生物B	○	豊川等水域	宇連川(ア)	生物A	○
	山崎川	生物B	○		宇連川(イ)	生物B	○
	天白川	生物B	○		豊川放水路	生物B	○
	境川	生物B	○		音羽川	生物B	○
	逢妻川	生物B	○		佐奈川	生物B	○
	猿渡川	生物B	○		梅田川	生物B	○
	稗田川	生物B	○		汐川	生物B	○
	高浜川	生物B	○		大千瀬川	生物A	○
	新川	生物B	○		半場川	生物B	○
	長田川	生物B	○		朝鮮川	生物B	○
境川等水域	半場川	生物B	○	阿久比川	阿久比川	環境基準値(LAS平均値)	0.03 mg/L 以下
	堀川	生物B	○		矢作川(ア)	生物A	○
	山崎川	生物B	○		矢作川(イ)	生物B	○
	天白川	生物B	○		巴川	生物B	○
	境川	生物B	○				
	逢妻川	生物B	○				
	猿渡川	生物B	○				
	稗田川	生物B	○				
	高浜川	生物B	○				
	新川	生物B	○				

(5) 湖沼 1 水域 (COD)

水域名	類型	24年度	25年度	26年度	類型区分	環境基準値 (COD75%水質値)
油ヶ淵	B	×	×	×	B	5 mg/L 以下
COD75%水質値(mg/L)		7.5	7.7	7.5		

(6) 湖沼 1 水域 (水生生物の保全に係る環境基準項目)

水域名	項目	類型	環境基準値 (平均値)	26年度
油ヶ淵	全亜鉛	生物B	0.03 mg/L 以下	○
	ノニルフェエノール	生物B	0.002 mg/L 以下	○
	LAS	生物B	0.05 mg/L 以下	○

(7) 海域 1 1 1 水域 (COD)

水域区分	水域名	類型	24年度	25年度	26年度	24年度環境基準達成率：6/11×100=55%
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○	25年度環境基準達成率：5/11×100=45%
	名古屋港(乙)	B	×	×	×	26年度環境基準達成率：5/11×100=45%
	常滑地先海域	B	○	×	×	環境基準値 (COD75%水質値)
衣浦湾	伊勢湾	A	×	×	×	A
	衣浦港	C	○	○	○	B
	衣浦港南部	C	○	○	○	C
渥美湾	衣浦湾	A	×	×	×	2 mg/L以下
	蒲郡地先海域	C	○	○	○	3 mg/L以下
	神野・田原地先海域	C	○	○	○	8 mg/L以下
	渥美湾(甲)	B	×	×	×	
	渥美湾(乙)	A	×	×	×	

(8) 海域 6 水域 (全窒素)

水域区分	水域名	類型	24年度	25年度	26年度	24年度環境基準達成率：5/6×100=83%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	25年度環境基準達成率：6/6×100=100%
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○	26年度環境基準達成率：6/6×100=100%
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○	環境基準値 (全窒素平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	0.3 mg/L以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○	0.6 mg/L以下
	三河湾(ハ)	II	×	○	○	1 mg/L以下

(9) 海域 6 水域 (全りん)

水域区分	水域名	類型	24年度	25年度	26年度	24年度環境基準達成率：3/6×100=50%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	25年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○	26年度環境基準達成率：4/6×100=67%
	伊勢湾(ニ)	II	×	○	○	環境基準値 (全りん平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	0.03 mg/L以下
	三河湾(ロ)	III	×	○	×	0.05 mg/L以下
	三河湾(ハ)	II	×	×	×	0.09 mg/L以下

(10) 海域 4 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	25年度環境基準達成率：3/4×100=75%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	26年度環境基準達成率：4/4×100=100%
	伊勢湾(イ)	特A	×	○	環境基準値 (全亜鉛平均値)
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	特A
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	0.01mg/L以下
					0.02mg/L以下

(11) 海域 4 水域 (ノニルフェロール)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	25年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	26年度環境基準達成率：4/4×100=100%
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	環境基準値 (ノニルフェロール平均値)
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	0.0007mg/L以下
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	0.001mg/L以下

(12) 海域 4 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	26年度	26年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	環境基準値 (LAS平均値)
	伊勢湾(イ)	特A	○	0.006mg/L以下
	伊勢湾(ハ)	特A	○	0.01mg/L以下
	伊勢湾(ホ)	特A	○	

表2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 - 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
 - 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- なお、トリクロロエチレンに係る環境基準については、平成26年11月17日に、0.03 mg/L→0.01 mg/Lに改正された。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川 (湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道自然環境保護及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	水道産産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道産産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 m/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	水道産産3級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級農業及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級環境保護	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
 - 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする (湖沼もこれに準ずる)。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等軟骨水性水域の水産生物用水用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水
 2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素水性水域の水産生物用水用及び水産3級の水産生物用水
 3級：コイ、フナ等、β-中間水性水域の水産生物用水
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら以外の餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら以外の餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考	基準値は、年間平均値とする。			

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ 湖 沼（天然湖沼及び貯水量が1,000立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道1級 水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2、3級 水道2級 水道3級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	こみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—
備考	基準値は、日間平均値とする。					

(注) 1 基準値は、日間平均値とする。
2 水道1級、水道2級及び水道3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヒメマサキ等富栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
2級：サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全重鉛	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水道1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
備考	基準値は年間平均値とする。		

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら以外の餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら以外の餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考	基準値は、年間平均値とする。			

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 重 鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下
備考	基準値は、年間平均値とする。			

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表 3 底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準値
水 銀	河川・湖沼：25 ppm以上 海域：次式により算出した値 (C) 以上 $C=0.18 \times (\Delta H/J) \times (1/S)$ (ppm) ΔH = 平均潮差 (m), J = 溶出率, S = 安全率 (例えば、 $\Delta H=2.3$ m (三河湾)、 $J=5 \times 10^{-4}$ 、 $S=100$ とすると、 $C=8.3$ ppm となる)
P C B	10 ppm以上

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					n - へ キ サ ン 抽 出 物 質 (油分等)
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	抽出されたこと。	
A	水産1級浴全 水産1級以下の 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下	抽出されな こと。	
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	抽出されな こと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
備考	基準値は、日間平均値とする。						
	1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種・工業用水・水生生物環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下
備考	基準値は年間平均値とする。		
	1 水産型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3 水生生物環境保全：年間を通して水生生物が生息できる限度

表4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

なお、トリクロロエチレンに係る環境基準については、平成26年11月17日に、0.03mg/L→0.01mg/Lに改正された。

表5 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考

- 1 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 2 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 3 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキソンの毒性に換算した値とする。
- 4 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

表6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

1. 河川

水域区分	水域名	範囲	達成 期間	備考	
木曾川水域	木曾川中流	落合ダムから犬山頭首工まで	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定	
	木曾川下流	大山頭首工より下流	イ	平成14年7月15日 環境省告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)	
	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	イ	平成12年3月31日 愛知県告示 (昭和61年3月31日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 閣議決定)	
		水野川合流点から水分橋まで	イ	平成12年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)	
	庄内川下流	水分橋より下流	イ	平成12年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)	
		大森橋より上流	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定	
	矢田川下流	大森橋より下流	イ	平成17年3月25日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 閣議決定)	
		待合橋より下流	イ	平成8年3月29日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)	
	名古屋市内 水域	新川下流	新橋より下流	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
		日光川	全域	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
中川運河		全域	イ	平成9年3月31日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)	
堀川		全域	イ	昭和45年9月1日 閣議決定	
山崎川		全域	イ	昭和45年9月1日 閣議決定	
天白川		全域	イ	昭和45年9月1日 閣議決定	
境川上流		新境橋より上流	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定	
境川下流		新境橋より下流	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定	
蓮葉川上流		境大橋より上流	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定	
蓮葉川下流		境大橋より下流	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定	
境川等水域	猿渡川	全域	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定	
	朝鮮川	全域	イ	平成10年3月30日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)	
	半場川	全域	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定	
	長田川	全域	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定	
	稗田川	全域	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定	
	高浜川	全域	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定	
	新川	全域	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定	
	阿久比川	全域	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示 (昭和48年3月30日 愛知県告示)	
	矢作川上流(1)	矢作ダムより上流の矢作川	AAイ	平成12年3月31日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)	
	矢作川上流	矢作ダムから明治用水頭首工まで	AAイ	平成12年3月31日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)	
矢作川水域	矢作川下流	明治用水頭首工より下流	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示 (昭和60年3月31日 愛知県告示)	
	乙川上流	岡崎市取水口より上流	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示 (昭和60年3月31日 愛知県告示)	
	乙川下流	岡崎市取水口より下流	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示 (昭和60年3月31日 愛知県告示)	
	巴川	全域	イ	昭和45年9月1日 閣議決定	
	矢作古川	全域	イ	昭和45年9月1日 閣議決定	
	鹿乗川	全域	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示 (昭和60年3月31日 愛知県告示)	
	芥木川	全域	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示 (昭和60年3月31日 愛知県告示)	
	男川	全域	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示 (昭和60年3月31日 愛知県告示)	
	雨山川及び 乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流 の乙女川	イ	平成8年3月29日 愛知県告示	
	木瀬川及び 大伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流 の大伏川	イ	平成11年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)	
豊川等水域	豊川上流	宇連川合流点より上流	AAイ	昭和46年5月25日 閣議決定	
	豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下桑上水取 水地点まで	AAイ	昭和46年5月25日 閣議決定	
	豊川下流	下桑上水取取水地点より下流	AAイ	昭和46年5月25日 閣議決定	
	宇連川	全域	AAイ	昭和46年5月25日 閣議決定	
	豊川放水路	全域	イ	平成11年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)	
	梅田川	全域	ハ	昭和50年3月31日 愛知県告示	
	菅羽川	全域	イ	平成11年3月31日 愛知県告示	
	佐奈川	全域	イ	平成11年3月31日 愛知県告示	
	汐川	全域	ハ	昭和62年3月30日 愛知県告示 (昭和62年3月30日 愛知県告示)	
	天竜川水域	静岡県境より上流	AAロ	平成8年3月29日 愛知県告示	

2. 湖沼

水域区分	水域名	範囲	達成 期間	備考
鏡川等水域	油ヶ淵	全域	Bイ	昭和45年9月1日 閣議決定

3. 海域

水域区分	水域名	範囲	該当 類型	備考
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	別記1の水域	C	平成14年3月29日 環境省告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	名古屋港(乙)	別記2の水域	B	昭和46年5月25日 閣議決定
	常滑地先海域	別記3の水域	B	昭和46年5月25日 閣議決定
	伊勢湾	別記4の水域	A	平成14年3月29日 環境省告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
衣浦湾水域	衣浦港	別記5の水域	C	昭和45年9月1日 閣議決定
	衣浦港南側	別記6の水域	C	昭和45年9月1日 閣議決定
	衣浦湾	別記7の水域	A	昭和47年3月31日 愛知県告示
	蒲郡地先海域	別記8の水域	C	昭和47年3月31日 愛知県告示
瀧美湾水域	神野・田原地先 海域	別記9の水域	C	昭和46年5月25日 閣議決定
	瀧美湾(甲)	別記10の水域	B	昭和46年5月25日 閣議決定
	瀧美湾(乙)	別記11の水域	A	昭和46年5月25日 閣議決定

(別記)

1. 木曾川左岸導流堤南端と外港第1航路第1灯標(北緯34度58分6秒,東経136度47分55秒)を結ぶ線,同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2. 木曾川左岸導流堤南端と木曾川右岸導流堤先端を結ぶ線,同地点と外港第1航路伊勢湾燈塔を結ぶ線,同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって,名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの
3. 矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって,陸岸から1,000m以内の部分
4. 羽豆川から篠島北端まで引いた線,同島南端から伊良湖岬まで引いた線,同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって,名古屋港(甲),名古屋港(乙),常滑地先海域,四日市港(甲),四日市港(乙),四日市・鈴鹿地先海域(甲),四日市・鈴鹿地先海域(乙),津・松阪地先海域及び伊勢地先海域に係る部分を除いたもの(四日市港(甲),四日市港(乙),四日市・鈴鹿地先海域(甲)及び四日市・鈴鹿地先海域(乙)の水域の範囲は,昭和45年9月1日に閣議決定された「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」における別記に掲げる水域のとおりとする)
5. 衣浦大橋より湾奥の衣浦港
6. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし,衣浦大橋から湾奥の海域を除く。
7. 西尾市吉良町蛸子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線,同地点と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線,同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし,衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。
8. 中川河口左岸と同地点から南東2,000mの地点を結ぶ線,同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線,同地点と中央埠頭東南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
9. 豊川河口左岸と同地点から西南西4,500mの地点を結ぶ線,同地点から南3,500mの地点を結ぶ線,同地点と同地点から南西5,500mの地点を結ぶ線,同地点と田原市日谷基標(北緯34度41分21秒,東経137度14分19秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
10. 三河港々湾区域であって,蒲郡地先海域及び神野・田原地先海域に係る部分を除いたもの
11. 西尾市吉良町蛸子岬から田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海域であって,蒲郡地先海域,神野・田原地先海域及び瀧美湾(甲)に係る部分を除いたもの

(注) 達成期間の欄の記号の内容については,次のとおりである。

1. 「イ」は,直ちに達成
2. 「ロ」は,5年以内で可及的速やかに達成
3. 「ハ」は,5年を超える期間で可及的速やかに達成

表 7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（2）

全窒素及び全リンに係る水質環境基準の水域類型指定

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	別記1の水域	IV	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示 (平成8年2月27日 環境省告示)
	伊勢湾(ハ)	別記2の水域	III	直ちに達成。	
	伊勢湾(ニ)	別記3の水域	II	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記4の水域	IV	5年以内で可及的速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示
	三河湾(ロ)	別記5の水域	III	直ちに達成。	
	三河湾(ハ)	別記6の水域	II	5年以内で可及的速やかに達成。	

(別記)

1. 木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
2. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの
3. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの
4. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域
5. 三河港港湾区域の海域
6. 田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

表 8 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（3）

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

1. 河川・湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川(2)	中農大橋より下流に限る。	生物B	直ちに達成	平成21年11月30日 環境省告示
	日光川	全域	生物B	5年を超える期間で可及的速やかに達成	
	新川下流	新橋より下流	生物B	直ちに達成	
	五条川下流	待合橋より下流	生物B	5年を超える期間で可及的速やかに達成	
	庄内川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢田川	全域	生物B	直ちに達成	
	荒子川	全域	生物B	直ちに達成	
	中川運河	全域	生物B	直ちに達成	
	堀川	全域	生物B	直ちに達成	
	山崎川	全域	生物B	直ちに達成	
名古屋市内水域	天白川	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	境川	全域	生物B	直ちに達成	
	逢妻川	全域	生物B	5年を超える期間で可及的速やかに達成	
	猿渡川	全域	生物B	直ちに達成	
	稗田川	全域	生物B	直ちに達成	
	高浜川	全域	生物B	直ちに達成	
	新川	全域	生物B	直ちに達成	
	長田川	全域	生物B	直ちに達成	
	半場川	全域	生物B	直ちに達成	
	朝鮮川	全域	生物B	5年以内で可及的速やかに達成	
境川等水域	阿久比川	全域	生物B	直ちに達成	

3 海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	伊勢湾(イ)～(ト)を除く全域(三河湾を除く)	生物A	直ちに達成。	平成24年11月2日 環境省告示
	伊勢湾(イ)	藤前干潟(別記1)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ハ)	知多半島北部の浅場(別記2)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ホ)	知多半島南部の浅場(別記3)	生物特A	直ちに達成。	

(別記)

1. 愛知県名古屋市区空見町空見ふ頭内南西部フェリー一ふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2. 富良野港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港(小鈴谷地区)北防波堤先端と同港(小鈴谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、同港(大谷地区)北防波堤先端と同港(大谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、菊屋漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤(りんくう町)先端と同港南防波堤(保示町)先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港(榎戸地区)北防波堤先端と同港(榎戸地区)南防波堤先端を結ぶ線、同港(榎戸地区)南防波堤先端を結ぶ線、同港(蒲池地区)南防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点(北緯34度56分53秒、東経136度49分35秒)と同地点から西方2500mの地点(北緯34度56分53秒、東経136度48分00秒)を結ぶ線、水深15mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)

3. 伊良湖岬と同地点から南南西1750mの地点(北緯34度33分33秒、東経137度00分33秒)を結ぶ線、同岬と篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港(小佐地区)西防波堤先端と同港(小佐地区)東防波堤先端を結ぶ線、同港(豊浜地区)西防波堤先端と同港(豊浜地区)南知多町豊浜造船所北西端の陸地の地点を結ぶ線、同港(中州地区)西防波堤先端と同港(中州地区)南防波堤先端を結ぶ線、山海漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、富良野港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東8500mの地点(北緯34度42分57秒、東経136度53分27秒)を結ぶ水深10mの等深線、同地点と同地点から南方12500mの地点(北緯34度36分11秒、東経136度53分30秒)を結ぶ線、同地点を基点とする水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、篠島漁港北内防波堤先端と同港釣り堀堤防先端を結ぶ線、同港理立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
矢作川水域	矢作川(ア)	矢作ダムより上流	生物A	直ちに達成	平成21年3月27日 愛知県告示
	矢作川(イ)	矢作ダムより下流	生物B	直ちに達成	
	巴川	全域	生物B	直ちに達成	
	乙川(ア)	乙川天神橋より上流	生物A	直ちに達成	
	乙川(イ)	乙川天神橋より下流	生物B	直ちに達成	
	鹿乗川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢作古川	全域	生物B	直ちに達成	
	介木川	全域	生物A	直ちに達成	
	男川	全域	生物B	直ちに達成	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物B	直ちに達成	
	木瀬川及び大伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の大伏川	生物B	直ちに達成	
	豊川(ア)	布里堰堤より上流	生物A	直ちに達成	
	豊川(イ)	布里堰堤より下流	生物B	直ちに達成	
	宇連川(ア)	養乙女橋より上流	生物A	直ちに達成	
宇連川(イ)	養乙女橋より下流	生物B	直ちに達成		
豊川等水域	豊川放水路	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	音羽川	全域	生物B	直ちに達成	
	佐奈川	全域	生物B	5年以内で可及的速やかに達成	
	梅田川	静岡県に属する水域を除く。	生物B	直ちに達成	
	汐川	全域	生物B	直ちに達成	
天竜川水域	大千瀬川	静岡県境より上流	生物A	直ちに達成	

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示

表9 愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

	物質又は項目名	規制時期	根拠	排出基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	昭和46. 6. 24 昭和47. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ) 50m ³ 以上排出する特定事業場 ・50m ³ 未満を含む特定事業場(水域・業種等により対象規模が異なる。)
	窒素、りん	昭和60. 7. 15 平成 5. 10. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場(※を除く)
健康項目	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	昭和46. 6. 24	水質汚濁防止法	すべての特定事業場(上乗せ条例により一部水域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成 1. 10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
濃度規制	I,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン他10物質	平成 6. 2. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふっ素(以上化合物を含む)、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	平成13. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	I,4-ジオキサン	平成24. 5. 25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	COD、窒素、りん(窒素、りんは第5次総量規制から適用)	昭和55. 7. 1 昭和62. 7. 1 平成 3. 7. 1 平成 8. 9. 1 平成14. 10. 1 平成19. 9. 1 平成24. 2. 24	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	すべての特定事業場 ・伊勢湾及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場 (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第6次総量規制) (第7次総量規制)
指導値	COD、窒素、りん(窒素、りんは平成15.10.1から適用)	昭和56. 2. 3 平成15. 10. 1	小規模事業場等排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち、一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)

(注)上乗せ条例:水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

(資料)環境部作成

表10 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

水 域	所 管	業 種 別 内 訳 (件)												事 業 場 数 (件)								
		畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 金 製 造 業	浄 水 施 設	旅 館 業	洗 たく 業	病 院	車 両 洗 浄 施 設		試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 終 末 施 設 及 び 水 質 汚 濁 防 止 設 施	そ の 他				
木 曽 川	愛 知 県 一 宮 市	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	17	10	1	7	2	1	20	3	72
名 古 屋 港・庄内川等	愛 知 県 名 古 屋 市 一 宮 市 春 日 井 市	96	296	21	30	266	10	242	5	381	334	9	633	33	10	1,040	370	33	10	1,040	370	3,776
名 古 屋 市 内	愛 知 県 名 古 屋 市	2	5	0	0	2	0	16	1	5	17	0	29	2	0	63	11	2	0	63	11	153
衣 浦 湾・境川等	愛 知 県 名 古 屋 市 岡 崎 市 豊 田 市	174	191	15	32	49	6	288	4	282	184	8	318	35	8	363	200	35	8	363	200	2,137
矢 作 川	愛 知 県 岡 崎 市 豊 田 市	10	19	6	2	12	0	40	3	37	42	2	91	13	2	82	44	13	2	82	44	405
渥 美 湾・豊川等	愛 知 県 豊 橋 市 岡 崎 市	40	40	0	4	50	0	32	4	98	43	0	92	8	2	119	90	8	2	119	90	622
天 竜 川	愛 知 県 豊 橋 市 岡 崎 市	412	168	21	9	23	5	78	2	247	139	4	178	26	6	142	116	26	6	142	116	1,576
小 計	愛 知 県 名 古 屋 市 豊 橋 市 岡 崎 市 一 宮 市 春 日 井 市 豊 田 市	2	8	0	0	7	0	0	0	28	2	0	2	0	2	6	2	0	1	6	2	58
		790	716	62	72	360	23	647	15	1,008	750	25	1,263	101	27	1,742	744	101	27	1,742	744	8,345
		3	17	9	10	13	6	64	1	19	53	2	71	24	3	64	46	24	3	64	46	405
		176	69	3	3	18	1	42	3	46	70	8	109	13	0	92	98	13	0	92	98	751
		10	19	6	2	12	0	41	3	37	42	2	93	13	2	82	44	13	2	82	44	408
		3	28	55	0	4	0	14	1	15	68	1	93	9	1	117	45	9	1	117	45	454
		2	19	1	5	12	0	62	3	19	67	3	96	9	1	122	81	9	1	122	81	502
		48	47	0	4	53	0	77	4	114	65	1	159	10	2	204	121	10	2	204	121	909
	計	1,032	915	136	96	472	30	947	30	1,258	1,115	42	1,884	179	36	2,423	1,179	179	36	2,423	1,179	11,774

(注)1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 平成27年3月末現在

(資料)環境部調べ

表11 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

水 域	所 管	業 種 別 内 訳 (件)												事 業 場 数 (件)								
		畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 械 製 造 業・	浄 水 施 設	旅 館 業	洗 たく 業	病 院	車 両 洗 浄 施 設 式		試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 終 末 施 設 及 び 尿 水 処 理 場	そ の 他				
木 曾	愛 知 県	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	2	23
名 古 屋 港・庄内川等	愛 知 県	12	67	10	18	35	5	99	0	41	6	8	0	0	0	0	0	0	0	362	48	725
	名 古 屋 市	0	5	1	5	2	0	24	0	5	12	5	11	2	2	2	2	2	2	22	12	106
	一 宮 市	2	9	35	0	1	0	5	0	8	1	0	8	0	0	0	0	0	0	34	18	121
春 日 井 市	0	3	1	5	3	0	0	39	1	6	7	6	1	1	1	1	1	1	52	20	147	
名 古 屋 市 内	愛 知 県	2	0	0	0	0	0	6	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	34	2	48
	名 古 屋 市	0	1	0	4	2	6	12	1	5	1	7	0	0	0	0	0	0	14	17	71	
衣 浦 湾・境川等	愛 知 県	7	27	1	18	9	4	103	0	25	3	6	2	2	2	2	2	2	113	17	343	
	名 古 屋 市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
	岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豊 田 市	1	2	0	0	0	0	0	33	0	2	1	1	1	1	1	1	1	2	22	16	81	
矢 作 川	愛 知 県	14	9	3	0	1	0	18	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	53	4	113	
	岡 崎 市	2	5	5	0	0	0	24	0	7	2	1	1	1	1	1	1	1	37	23	119	
	豊 田 市	1	10	0	2	30	0	22	0	17	3	0	2	2	1	1	1	41	34	168		
渥 美 湾・豊川等	愛 知 県	48	28	7	7	3	3	28	0	40	7	0	1	1	1	1	1	1	66	10	250	
	豊 橋 市	26	18	1	2	2	1	22	0	6	3	8	3	3	0	0	0	0	35	35	174	
	岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
天 竜 川	愛 知 県	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	8		
小 計	愛 知 県	83	132	21	43	50	12	255	1	120	16	12	17	2	2	2	2	646	84	1,510		
	名 古 屋 市	0	7	1	9	4	6	36	1	10	13	6	18	2	2	2	2	37	29	179		
	豊 橋 市	26	18	1	2	2	1	22	0	6	3	3	12	0	0	0	0	35	35	174		
	岡 崎 市	2	5	5	0	0	0	25	0	7	2	1	10	2	2	2	2	37	23	120		
	一 宮 市	2	9	35	0	1	0	5	0	8	1	0	8	0	0	0	0	36	18	123		
春 日 井 市	0	3	1	5	3	0	39	1	6	7	2	6	1	1	1	1	52	20	147			
豊 田 市	2	12	0	2	30	0	55	0	19	4	1	3	7	1	1	1	63	50	249			
計		115	186	64	61	90	19	437	3	176	46	26	78	8	8	8	906	259	2,502			

(注)1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 平成27年3月末現在

(資料)環境部調べ

表12 項目別排水基準超過の状況(平成26年度)

検査項目(略号)	検査数(件)	排水基準値を 超えた数(件)	排水基準値を 超えた割合(%)
一般項目			
pH	479	9	1.9
BOD	382	8	2.1
COD	453		
SS	466	9	1.9
ノルマルヘキサゲン抽出物質	9	1	11.1
フェノール類	4		
銅	14		
亜鉛	57	1	1.8
溶解性鉄	2		
溶解性マンガレン	12		
クロム	39		
大腸菌群数	3		
全窒素	472		
全リン	472	2	0.4
カドミウム	8		
シアン	29	1	3.4
有機リン			
鉛	22		
六価クロム	43		
砒素	8		
水銀			
PCB			
トリクロロエチレン	16		
テトラクロロエチレン	15		
ジクロロメタン	19		
四塩化炭素	15		
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
シス-1,2-ジクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン			
1,1,1,2-トリクロロエタン			
1,1,3-ジクロロプロペン			
チウラ			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン	1		
ほう素	33		
ふっ素	65		
アンモニア、アンモニウム化合物			
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	31		
その他			
計	3169	31	1.0

(注) 検査数(件)は排水に係るもののみである。

表13 ゴルフ場排水農薬調査の結果について(平成26年度)

区分	ゴルフ場数		延べ検体数	
		指針値超過	分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	22	0	75	0
殺菌剤	24	0	160	0
除草剤	14	0	80	0
植物成長調整剤	11	0	15	0
全体	25	0	330	0

(注) 1 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 政令市(岡崎市(5ゴルフ場)、春日井市(2ゴルフ場)及び豊田市(9ゴルフ場))を含む県内25調査対象ゴルフ場の調査結果。

(資料) 環境部調べ

表15 流域下水道の供用状況

流域下水道名	処理場名	構成市町	供用開始年度	処理区域面積 (h.a)	処理区域人口 (人)	処理能力 (m ³ /日)
矢作川流域下水道	矢作川浄化センター	岡崎市, 豊田市, 安城市, 西尾市, 幸田町	H 4	12,936 19,134	752,877 850,310	263,800 463,800
境川流域下水道	境川浄化センター	刈谷市, 豊田市, 安城市, 大府市, 知立市, 豊明市, みよし市, 東郷町, 東浦町	H元	8,411 13,170	529,543 646,219	202,200 367,000
衣浦西部流域下水道	衣浦西部浄化センター	半田市, 知多市, 阿久比町, 東浦町, 武豊町	H 3	3,388 4,765	198,064 232,800	84,600 122,000
衣浦東部流域下水道	衣浦東部浄化センター	碧南市, 安城市, 高浜市	H 8	1,956 3,344	89,862 128,770	31,100 74,900
豊川流域下水道	豊川浄化センター	豊橋市, 豊川市, 蒲郡市, 新城市	S 5 5	4,620 6,897	203,481 248,190	104,000 171,000
五条川左岸流域下水道	五条川左岸浄化センター	犬山市, 小牧市, 岩倉市, 大口町	S 6 2	3,312 5,460	170,020 224,280	91,200 139,600
日光川上流流域下水道	日光川上流浄化センター	一宮市, 稲沢市	H 1 2	2,862 5,997	182,579 302,200	68,600 184,300
五条川右岸流域下水道	五条川右岸浄化センター	一宮市, 犬山市, 江南市, 岩倉市, 大口町, 扶桑町	H 1 3	1,669 5,518	96,198 263,140	30,000 138,800
新川東部流域下水道	新川東部浄化センター	北名古屋市, 豊山町	H 1 9	553 1,733	39,845 89,370	13,390 52,300
日光川下流流域下水道	日光川下流浄化センター	津島市, 愛西市, 弥富市, あま市, 大治町, 蟹江町	H 2 1	1,276 6,006	72,610 298,500	24,100 153,800
新川西部流域下水道	新川西部浄化センター	清須市, 北名古屋市	H 2 4	193 1,363	13,098 62,920	4,000 35,200

(注) 表の数字については、それぞれ以下のとおり。
 上段：平成27年4月1日現在の整備実績
 下段：基本計画値
 (資料) 建設部調べ

表14 公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 (人)	処理区域		普及率 (2)/① (%)
		面積 (ha)	人口 (人)	
名古屋	2,256,935	28,179	2,240,300	99.3%
豊橋市	377,962	4,847	283,289	75.0%
岡崎市	380,764	5,591	330,628	86.8%
一宮市	386,410	4,053	251,498	65.1%
瀬戸市	131,269	1,311	74,782	57.0%
半田市	118,685	1,811	102,769	86.6%
春日井市	310,358	3,146	208,192	67.1%
豊川市	184,944	3,089	141,070	76.3%
津島市	64,243	366	20,903	32.5%
碧南市	71,685	1,085	50,497	70.4%
刈谷市	148,419	2,193	135,136	91.1%
豊田市	421,496	4,452	287,742	68.3%
安城市	185,179	2,238	141,903	76.6%
西尾市	170,110	2,675	119,795	70.4%
蒲郡市	81,547	1,110	50,426	61.8%
犬山市	74,726	1,013	47,473	63.5%
高浜市	57,830	1,031	26,228	45.4%
江南市	101,087	415	27,384	27.1%
小牧市	153,680	1,991	110,092	71.6%
稲沢市	138,230	883	52,932	38.3%
新城市	48,951	414	16,140	33.0%
東海市	112,681	1,359	85,137	75.6%
大府市	89,423	1,288	73,833	82.6%
知立市	85,667	1,414	81,348	95.0%
尾張旭市	82,361	783	55,481	67.4%
高浜市	46,373	465	26,316	56.7%
岩倉市	47,686	365	30,932	64.9%
豊明市	68,604	707	50,602	73.8%
日進市	87,084	889	59,966	68.9%
田原市	64,382	864	30,940	48.1%
愛西市	65,020	260	14,635	22.5%
清須市	66,608	193	13,098	19.7%
北名古屋	83,835	380	31,445	37.5%
弥富市	44,469	189	9,678	21.8%
みよし市	59,885	876	45,786	76.5%
あま市	88,170	365	20,975	23.8%
長久手市	54,679	683	48,668	89.0%
東郷町	42,596	491	33,442	78.5%
豊山町	15,211	173	8,400	55.2%
大口町	23,260	540	19,084	82.0%
扶桑町	34,393	197	12,161	35.4%
大治町	31,268	73	4,443	14.2%
蟹江町	37,719	197	13,666	36.2%
阿久比町	28,014	372	23,442	83.7%
東浦町	50,282	589	37,950	75.5%
武豊町	42,744	655	33,275	77.8%
幸田町	39,461	579	27,630	70.0%
東栄町	3,615	98	1,872	51.8%
その他の都市	53,377	0	0	0.0%
計	7,483,778	87,522	5,656,060	75.6%
計(名古屋を除く)	5,226,843	59,343	3,415,760	65.4%

(注) 1 処理区域面積は平成27年3月31日現在の数値。
 2 行政人口及び処理区域人口は平成27年3月31日現在の住民基本台帳調査による。
 3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができず、下水道法第九条第二項に準用する同条第一項の規定により公示された区域
 4 上記集計表には区域外流入は含まない。
 (資料) 建設部調べ